

豊田市避難所運営マニュアル (本編)

本書を、平常時から目を通し
様式集、資料集、リーフレット集、
避難所運営委員会及び各運営班の業務
別冊 新型コロナウイルス感染症流行
下における避難所運営の手引とセット
で、備えておきましょう。

平成 30 年 4 月
(令和 3 年 9 月改定)
豊田市

目 次

避難所を運営するための6つの基本方針	1
避難所の開設から撤収までの流れ	4
初動期（災害発生当日）の対応	6
1 安否確認	7
2 避難所となる施設の建物や設備の安全確認	8
3 施設管理者との打ち合わせ	10
4 避難所運営のために使う場所の指定	12
5 避難してきた人々の受け入れ場所の指定	13
6 避難してきた人々の受付	14
7 利用者のグループ分け	15
8 市災害対策本部への連絡	15
9 情報収集・伝達手段の確保	16
10 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	17
11 安全対策	18
12 遺体の一時受け入れ	18
展開期（2日目～1週間程度）の対応	19
1 避難所運営のための業務（展開期）	20
2 グループの代表者（グループ長）の選出	20
3 避難所運営委員会の設置	21
4 各運営班の設置	23
5 役割の明示	23
6 支援ニーズの把握、支援要請	24
7 支援者の受け入れ	24
安定期（1週間目～3週間程度）の対応	25
1 避難所運営のための業務の継続（安定期）	26
2 集約・統合・閉鎖の準備	26
撤収期（ライフライン回復時）の対応	27
1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備	28
2 統合・閉鎖に関する説明会の開催協力	28
3 避難所の閉鎖準備	28
4 避難所の閉鎖	28

避難所を運営するための6つの基本方針

1 避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することをめざします。

- 避難所は、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- 避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して生活が困難になった人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

生活場所の
提供

水・食料
物資の提供

衛生的環境
の提供

生活・再建
情報の提供

- 生活支援を的確に行うため、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人も含む）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- 安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。

2 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

- 避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合を行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。
- 避難所閉鎖後、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設で対処します。

3 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）の自主運営を原則とします。

- 避難所の運営を、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する人を含む）が自主的に行うことができるよう、避難所を利用する人の代表者、自主防災会や地域（自治区など）の役員、避難所運営班（以下「市職員」という。）、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- 避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすいするために、**避難所でのルール（様式集 p. 8-10）**を遵守します。
- 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別、国籍に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。
- 避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）は、受け入れた部屋やブロック（10世帯程度）ごとに「グループ」を組織し、避難所の運営に参加してください。

4 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。

- 男女のニーズの違いや性差に配慮した避難所運営を行えるよう、運営組織の構成員には男女共に参加できるようにします。
- 避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。
- 生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人などに配慮するなど、被災者の年齢、性別、国籍、障がいの有無などから生じる多様なニーズに対応します。

5 避難所は、地域や市の災害対策本部と連携し、避難所以外の場所に滞在する被災者へも支援を提供します。

- 避難所は、地域の被災者に対する支援拠点として、自治会など地域と連携し、避難所で生活している人だけではなく、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても水・食料、物資や情報などの必要な支援を提供します。
- 必要な支援を受けるために、避難所以外の場所（車中泊・在宅避難など）に滞在する被災者も避難所で避難者名簿を記入してもらい、物資の配布等を行うとともに、避難所運営への協力を仰ぎます。

6 避難所の後方支援は、市の災害対策本部が主に行います。

- 避難所は、被災者に提供する食料、水、物資などの配給を受けるため、避難所に配備する市職員が市の災害対策本部（地区対策班）と定期的に連絡をとります。
- 避難所では、市災害対策本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員などの支援を受け、被災者の心身の健康管理を行います。
- 避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の拠点施設として機能するよう、市の災害対策本部（地区対策班）と連携します。

避難所の開設から撤収までの流れ

災害発生

初動期 (災害発生当日)

p. 6

災害発生時の混乱のなかで住民の安全を確保し、避難所を開設する。

災害が起きた時

- 自分と家族の身の安全を確保(p. 7)

おさまったら

- 隣近所で声をかけ、助け合いながら必要に応じて避難する
- 避難行動要支援者*名簿などをもとに自力で避難できない人を支援

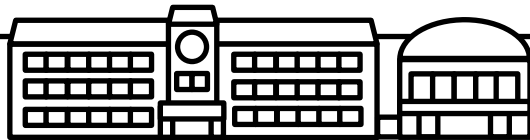
* 避難行動要支援者

災害時または災害発生のおそれがある場合に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする人のこと

避難した場所で

- 避難した人を、自治区やグループごとに確認
- 人の振り分け（トリアージ）を行い病院や福祉避難所へ搬送
- 自宅での生活が困難な場合…避難所又は避難所以外の場所で生活する
- 状況が落ち着いたら…安全を確認し自宅に戻る

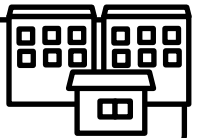
避難所



- 建物の安全確認(p. 8)
- 施設内の設備の点検(p. 9)
- 避難所運営のために使う場所の指定
 - ・ 受付、通路の決定
 - ・ 避難所として利用可能な場所(p. 10)
 - ・ 立入禁止にする場所(p.11)
- 避難してきた人の受付(p.14)
- 市災害対策本部への連絡(p.15)
- 情報収集・伝達手段の確保(p.16)
- 備蓄している水や食料、物資の確認・配給(p.17)
- 安全対策(p.18)
- 遺体の一時受け入れ(p.18)

自宅・車など

(避難所以外の場所)



物資などの支援が必要な場合

- 避難所利用者登録(p.14)

在宅避難のすすめ

発災後、自宅の安全が確認できる場合は、自宅での避難（在宅避難）が基本です。

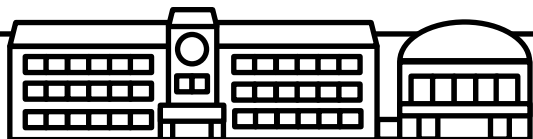
- ① 避難所のスペースには限りがあります。
- ② 自宅は個人(家族)の空間として生活ができます。
- ③ 空き巣の被害を防ぐことができます。

展開期 (2日目～1週間程度)

p. 19

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織する。

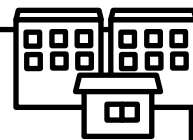
避難所



- 利用者のグループ分け(p.15)
- グループの代表者 (グループ長) の選出(p.20)
- 避難所運営のための業務(p.20)
- 避難所運営委員会をつくる(p.21)
- 各運営班の設置(p.23)
- 役割を決める(p.23)

自宅・車など

(避難所以外の場所)



避難所運営の支援

- 避難所運営委員会及び各運営班の業務への参画

避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】参照

災害救助法が適用された災害で、避難所の開設期間が7日間を超える場合は、延長手続きのため、市職員を通じて市の災害対策本部（地区対策班）に連絡する。

安定期 (1週間目～3週間程度)

p. 25

人々の要望が多様化する時期。避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意。

- ・ 避難所や、避難所内のスペースの統廃合(p.26)
- ・ 情報提供 (ライフラインの復旧、生活再建のための支援策など) (p.26)
- ・ 避難所利用者間のトラブルへの対応(p.26)

撤収期 (ライフライン回復時)

p. 27

避難所の集約や統廃合により、施設本来の業務再開準備を行う。

- ・ 避難所集約後の運営方法などの検討(p.28)
- ・ 避難所の集約・撤収について避難所利用者への説明(p.28)
- ・ 避難所の撤収準備(p.28)

初動期（災害発生当日）の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や市役所などの職員だけではなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。

特に避難所では、避難者の代表や自主防災会や地域（自治区など）の役員などを中心に、住民自らが主体となり、施設管理者や市職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営することが期待されます。

■ 災害時の責任者

市が指定する避難所の開設・運営の責任者は、原則、市職員です。しかし、市職員が不在かつ緊急の場合は施設管理者、市職員と施設管理者が不在かつ緊急の場合は避難者や地域住民自らが中心となって開設を行い、運営のルール決め、役割分担を行うと円滑な避難所運営につながります。

ただし、設備の使用などについては必ず施設管理者の判断を仰いでください。

■ 業務体制

- ・ 業務を安全かつ確実にを行うため、原則、2人1組で行ってください。
- ・ 市の災害対策本部（地区対策班）への連絡は、原則市職員が行います。

市の体制・地区対策班連絡先(資料集 p.33)

■ 初動期の業務の流れ

本ページ以降を参考に業務を行ってください。

1 安否確認

(1) 災害が起きた時

- 自分と家族の安全を確保する。

＜安全確保の例＞

地震でゆれている間：自分の身を守る行動をとる

浸水の危険がある時：安全な場所または上層階に逃げる など

(2) 災害がおさまったら

- 隣近所に声をかけあい、助け合いながら避難場所へ移動する。
- 避難行動要支援者名簿や地域で作成している福祉マップなどで、自力で逃げるのが難しい人のもとへ行き、安否を確認する。
- 自力で逃げるのが難しい人を避難させるための台帳（個別支援台帳*）などに基づき、避難行動を支援する。

(3) 避難した場所で

- 避難した人を自治区やグループごとに確認する。
- 地域の人々の安否情報を収集し共有する。
- けがをした人や、病気の人はいないか確認する。
- **保健福祉的視点でのトリアージ(資料集 p.1)**を参考に、病院や福祉避難所に搬送する（原則搬送は、対象者の家族や介助者が行う）。
- 生活支援を行うためには、自宅など避難所以外の場所に滞在する人も避難所での利用者登録が必要なことを伝える。**(避難者名簿(様式集 p.2-3)**を配布し記入してもらう)
- 自宅などに戻る人には、避難所以外の場所に滞在している支援が必要な人を見かけた場合には避難所で利用者登録するよう声かけを依頼する。
- 余裕があれば、避難してきた人々から地域の被害情報を聞き取る。

* 個別支援台帳

自力で避難することが難しい人を避難させるために、名簿情報をもとに市・自主防災会・自治区・民生委員・消防団などが中心となって、避難の具体的な方法などについて個別にまとめた台帳のこと。

2 避難所となる施設の建物や設備の安全確認

- 避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行う。
- 建物の安全確認がすむまでは、危険なので、中に入ることはできないことを伝え、屋外の安全な場所で待機する。

(1) 建物周辺の確認

- 火災が発生している。
- 建物が浸水している。
- 建物全体が沈下している。
- ガスくさい。(ガス漏れしている。)

1つでも☑があれば、**危険なので、施設は使用しない!**
※市職員から市の災害対策本部(地区対策班)に連絡

(2) 建物の確認【地震の場合】

- 被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、応急危険度判定*を行う。
- いない場合、建物の外観などから市職員または施設管理者が**避難所簡易点検リスト(様式集 p.1)**を使用し、安全確認を行う。

●リストの項目をふまえ、施設が危険な状態や注意を要する状態と判断された場合 **危険なので施設は使用しない!**

- 屋内に避難者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。
 - 「危険」の紙を貼り、建物内への立ち入りを禁止する。
 - 市の災害対策本部(地区対策班)に避難所が使用できないことを連絡する。

●建物の被害がみられない場合

- 市の災害対策本部(地区対策班)に緊急点検の結果を報告する。
- 応急危険度判定士の派遣を要請する。

*応急危険度判定

大きな地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度。

応急危険度判定は、都道府県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士(行政職員や、民間の建築士のボランティア)が行う。

(3) 設備の確認 (詳細)

設備	確認項目	使えない場合の対処
ガス	<input type="checkbox"/> ガス臭くないか <input type="checkbox"/> ガス器具に損傷はないか	<input type="checkbox"/> 窓を開け、ガス栓を閉める <input type="checkbox"/> ガス、電気、火は使用しない
電気 ガス漏れがない場合のみ	<input type="checkbox"/> 電灯はつくか <input type="checkbox"/> 電気器具から異音・異臭はしないか、水につかった形跡はないか	<input type="checkbox"/> 発電機や照明機器などを設置 <input type="checkbox"/> 異常のある電気器具は使用しない
水道	<input type="checkbox"/> 水は流れるか <input type="checkbox"/> にごりや異臭はないか(できれば水質検査を実施) <input type="checkbox"/> 漏水していないか	<input type="checkbox"/> 飲料水の備蓄はあるか <input type="checkbox"/> 井戸やプールなど生活用水として利用できる水はないか
通信	<input type="checkbox"/> 電話は使えるか <input type="checkbox"/> F A Xが使えるか <input type="checkbox"/> メールは使えるか <input type="checkbox"/> インターネットはつながるか	<input type="checkbox"/> 他の伝達手段(無線、携帯電話、自転車やバイクなど)を確認
放送	<input type="checkbox"/> 放送設備や無線は使えるか	<input type="checkbox"/> 拡声器・メガホンなどを利用
トイレ	<input type="checkbox"/> 室内は安全か(落下物など危険はないか) <input type="checkbox"/> 便器は使用可能か(破損はないか) <input type="checkbox"/> 下水は流れるか <input type="checkbox"/> 水(上水)は出るか <input type="checkbox"/> 周辺は断水していないか <input type="checkbox"/> 断水状況が判断できない場合は、市職員を通じて市災害対策本部に連絡する	<input type="checkbox"/> 既設のトイレが使用できる場合は、井戸やプール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す <input type="checkbox"/> 避難生活の長期化が予想される場合は災害用便槽(マンホールトイレ)を設置する <input type="checkbox"/> 災害用便槽が未整備の避難所は簡易トイレを使用し、仮設トイレの支給を待つ
	⇒ 詳しくは災害時のトイレ対策(資料集 p.25~)へ	

3 施設管理者との打ち合わせ

- 建物や施設の安全確認の結果も踏まえ、施設管理者と協議する。
- 避難所の運営について施設独自のマニュアルがある場合は、そのマニュアルに従って対応する。

(1) 利用できる場所の確認

原則、指定されている場所を避難者の受入場所として利用する。

大規模災害時などは、被災状況に応じて施設管理者と協議し、利用できる場所を開放する順序を確認する。

<避難所として利用できる場所> ※施設の管理者と相談して記入

順序*	場所の名前(体育館など)	階数	受け入れ可能人数	メモ
1		階	約 人	
2		階	約 人	
3		階	約 人	
4		階	約 人	
5		階	約 人	
6		階	約 人	
7		階	約 人	
8		階	約 人	
9		階	約 人	
10		階	約 人	

*受け入れ場所として開放する順序

<開放する順序を決める際の注意>

長期受け入れとなる場合も考え、施設の本来業務を再開する際に支障のない場所から優先的に指定する(例：体育館→特別教室→教室)。

POINT !

事例：施設独自の避難所運営マニュアルの作成

上郷地域会議と崇化館地域会議では、地域会議が主催で施設独自の避難所運営マニュアルを作成しました。

地域住民（自主防災会、自治区など）や施設管理者（学校など）、市職員が事前に相談することで円滑な避難所運営につながります。



(2) 立ち入りを禁止する場所の指定

- 危険な場所や避難所として利用できない場所などを立ち入り禁止にする。
 - 出入口をロープで封鎖する、「立入禁止」の張り紙を貼るなど

<避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例>

指定区分	具体的な場所の例	理由
立入禁止	応急危険度判定や安全点検で「危険」や「要注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	職員室、事務室、施設管理者の部屋など	個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点ともなる
	理科実験室、工作室など	危険な薬品・設備あり
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室や調理室、給湯室、倉庫など	避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共有空間、避難経路の確保

(3) 利用できる設備や資機材の確認

- **避難所防災倉庫の備蓄物資一覧表(様式集 p.21)**を参考に、施設管理者に、利用できる設備や資機材の数や保管場所、資料上の注意などを確認する。

4 避難所運営のために使う場所の指定

- 施設管理者と相談し必要に応じて避難所運営のために必要な部屋・場所(資料集 p.2~5)やレイアウト例(資料集 p.6)を参考に場所を指定する。
- 指定した部屋や場所に、貼り紙などをして表示する。

※ 印の場所は立ち入りを制限する

運営のために必要な場所 (例)		設置する場所や使う部屋
医療・介護	救護室 1 (安静が必要な人) ※	
	救護室 2 (感染症を患っている人) ※	
	介護室(ベッドルーム)	
	要配慮者用トイレ	
	健康相談室	
	補助犬同伴者用スペース	
生活環境	災害用トイレ	男性用 多目的用 女性用
	更衣室	男性用 多目的用 女性用 (個室)
	手洗い場	水がなければ手指消毒用アルコールを設置
	風呂、洗濯場	生活用水確保後に設置
	ごみ置き場	
	ペットの受け入れ場所	事前に市職員と施設管理者が定めた飼育場所
	談話室	展開期以降、施設に余裕があれば設置
食料・物資	荷下ろし、荷捌き場所	
	保管場所	
育児・保育	授乳室 ※	
	おむつ交換場所	
	子ども部屋	
運営用	避難所運営本部	
	総合受付	
	相談室 (兼 静養室)	
	外部からの救援者用の場所	

5 避難してきた人々の受け入れ場所の指定

□ 事前に決めた受け入れの方針や優先順位などがないか確認する。

<受け入れのポイント>

通路の確保	車いすも通れるよう幅 130cm 以上の通路を確保し、各世帯の区画が必ず 1 箇所は面するようにする。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう自治区やグループなど、居住する地域ごとの配置になるよう配慮する。 旅行者など帰宅困難者*を受け入れる場合は地域の人と分けることが望ましい。
配慮すべき人を優先的に受け入れる場所の検討	避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p.10 ~)を参考に、災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定する。 救護室、介護室、子ども部屋などの専用スペースを設け、できれば個室も確保する。

<1人あたりに必要な最低面積(参考)>

1㎡/人	被災直後	座った状態で過ごせる程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応	就寝することができる程度の占有面積
3㎡/人	避難所生活の長期化	荷物置場を含めた、就寝することができる程度の占有面積

*帰宅困難者

外出先で災害に遭遇した人で、自宅までの距離や体調、体力的な問題のほか、帰宅経路が確保できないなどの理由により、帰宅を断念した人。また、長距離を徒歩で帰宅するため支援を必要とする人。

6 避難してきた人々の受付

(1) 受付の設置

- 机、いすを設置し、受付をつくる（「受付」と表示する）。
- 市職員用の備品ケースにある筆記用具や、受付に必要な様式を用意する。
- 人数が少ない場合は、受付に順番に並んでもらう。
- 人数が多い場合は、自主防災会や地域（自治区など）の役員に協力してもらい、地域ごとに避難者名簿を配布して集める。
- コミュニケーション支援ボード（職員用備品ケース内に収納）を活用し、外国人や障がい者などの避難者の情報を正確に聞き取る。

(2) 利用者登録

- 世帯ごとに避難者名簿(様式集 p.2 <表面>)を記入してもらう。
 - ・避難が長期化する場合は避難者名簿(様式集 p.3 <裏面>)にも記載を依頼する（後日でも可）。
 - ・ペット同伴の場合は、ペット登録台帳(様式集 p.6)にも記入。
- 避難所以外の場所に滞在する人の状況を把握するため、自主防災会や自治区などの役員や民生委員・児童委員、ボランティアに協力してもらい見回る。必要に応じて避難者名簿(様式集 p.2-3)に記載してもらう。

<登録時の注意>

- ・食料や物資などの支援は避難者名簿に基づき行われるので、避難所以外の場所に滞在する人も記入するよう伝える。
- ・滞在希望場所が車両の人に対しては、車中泊のリスクを伝えるなど健康に留意するように注意喚起する。（エコノミークラス症候群を予防しましょう！（リーフレット集 p.4)）なども活用する。）
- ・安否確認の問い合わせに対応するため、住所と氏名を公開してよいか確認する。
- ・人工呼吸器、酸素療法、人工透析が必要な人は、市職員を通して市の災害対策本部（地区対策班）へ緊急で報告する。避難所状況報告書（初動期）（様式集 p.19）
- ・高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人、性的マイノリティに該当するなど、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認する。対象者がいれば、避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法(資料集 p.10～)を参考に、支援の体制をつくる。

(3) 人数の把握

- 避難者名簿(様式集 p.2-3)をもとに、避難所利用者の人数や世帯数（避難所外避難者を含む）を把握する。

7 利用者のグループ分け

(1) 「グループ」づくり

- 避難所利用者のとりまとめを行うため、自主防災会や地域（自治区など）の役員などの協力を得て、グループ分けをする。
- つくったグループを避難所利用者でつくるグループ分け表(様式集 p.15)にまとめる。
- 余裕があれば、各グループでとりまとめを行う代表者（グループ長）を決めてもらう（詳細は p.20 参照）。

<グループのつくりかた>

- ・ 居住地域や血縁関係など、顔見知りが集まることができるよう配慮する。
- ・ 部屋単位など 10 世帯程度で分ける。
- ・ 高齢者だけとなるような編成は避ける。
- ・ 通勤者や旅行者などの帰宅困難者は、地域の人と別のグループにする。

(2) 「グループ」内の人把握

- 食料、水、物資などをグループごとに配布するため、グループ内の人数を把握する。
- グループ内の人々の健康状態を確認し、けが人や病人がいる場合は、病院に搬送するか、市職員を通じて応急救護所または医療機関の情報を確認し搬送する。応急救護所一覧（資料集 p.38）

8 市災害対策本部への連絡

- 避難者が避難者名簿(様式集 p.2-3)を記入したら、施設の FAX で市の災害対策本部（地区対策班）に送付する。FAX が使用できない場合は市職員用備品の電話や無線などで連絡する。市の体制・地区対策班連絡先(資料集 p.33)

- 避難所の状況を報告し適切な支援を受けるため、状況に応じて避難所状況報告書（初動期）（様式集 p.19）を市の災害対策本部（地区対策班）に送付する（主に正時のタイミング）。

※市の災害対策本部（地区対策班）への連絡は、原則市職員が行う。

9 情報収集・伝達手段の確保

- 出入口や受付など避難所利用者が見やすい場所に情報掲示板をつくり、避難所のルール（様式集 p.8-10）を掲示する。
- 情報収集・通信手段の確保・設置につとめ、情報を収集する。機材などがない場合は、市の災害対策本部（地区対策班）に要請する。
- 子どもや外国人に配慮して、やさしい日本語で情報を掲示する。また、必要に応じて、日本語が理解できない外国人には、各避難所で保管している多言語表示シートを情報掲示板に掲示し活用する。

<初動期に必要な情報・機材など>

初動期に必要な情報	職員用備品一覧
安否情報	<input type="checkbox"/> 避難所運営マニュアル一式
医療救護情報	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定用品
被害情報	<input type="checkbox"/> 筆記用具・事務用品
ライフラインなどの復旧情報	<input type="checkbox"/> ライト（ランタン、懐中電灯）
水・食料など生活物資の供給情報	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
葬儀・埋葬に関する情報	<input type="checkbox"/> ハンドメガホン
	<input type="checkbox"/> ドライバーセット
	<input type="checkbox"/> 避難場所用電話 ※一部避難所を除く
	<input type="checkbox"/> 荷造りひも・荷札（ペット用）
	<input type="checkbox"/> 軍手
	<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援ボード
	<input type="checkbox"/> 多言語表示シート

10 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 状態や数を確認

- 避難所防災倉庫の備蓄物資一覧表(様式集 p.21) を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する。
- 足りない分は物資依頼伝票(様式集 p.24)で、市の災害対策本部(地区対策班)に要請する。
- 給水地点を確認し、避難所利用者の協力を得て飲料水を確保する。

(2) 配給

- 迅速かつ公平に配給するため、利用者の「グループ」ごとに配給する。

<配給の注意>

- ・目安：飲料水は1人1日3リットル、食料は1人1日3食。
数が少ないなど公平に配給できない場合は、けが人や病人、高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児など特に配慮する。
- ・利用者に、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられないものがないか必ず確認し配給を行う。

食物アレルギーや文化・宗教上の理由で食べられないもの(資料集 p.23)

11 安全対策

- 屋外に設置した災害用トイレなど夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置する。
- 女性や子どもに対する暴力防止や不審者排除のため、2人1組で夜間の見回りを行う。
- 必要に応じて、近隣の警察署に巡回や女性警察官の派遣を依頼する。

12 遺体の一時受け入れ

- ・ 原則、避難所には遺体を受け入れない。
- ・ 万が一、避難所に遺体が搬送された場合は、市職員を通じて市の災害対策本部（地区対策班）の指示を仰ぐ。
- ・ 遺体の受け入れ場所は、避難所利用者の受け入れ場所とは別とする。

展開期（2日目～1週間程度）の対応

展開期は、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常性を確立する時期です。

避難所利用者の自主運営の原則に基づき、避難所を利用する人を主体とした避難所運営委員会や運営班を組織し、避難所を運営します。

■ 業務体制

避難所運営委員会を設置するまでの間は、初動期と同様、市職員、施設管理者、避難者の代表や自主防災会や地域（自治区など）の役員などが協力して実施します。

避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会と各運営班が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

■ 展開期の業務の流れ

本ページ以降を参考に業務を行ってください。

1 避難所運営のための業務（展開期）

(1) 避難所の運営

- 大規模地震が起こった後に応急危険度判定を実施していない場合、市の災害対策本部（地区対策班）に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施する（実施後の対応は、本編 p.8 を参照）。
- 避難所運営委員会や各運営班を設置するまで、市職員、施設管理者、避難者の代表、自主防災会や地域（自治区など）の役員を中心に、**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**を参考に対処する。
- 避難所運営委員会や各運営班を設置したら、すみやかに業務を引き継げるよう、対応状況や名簿などの書類を整理しておく。

2 グループの代表者(グループ長)の選出

- 避難所利用者で編成したグループごとに代表者（グループ長）を選出してもらう。

<代表者（グループ長）の選出>

- ・グループ長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、委員会への出席を負担に感じない人を選ぶ。
- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引き継ぎを行う。

<代表者（グループ長）の役割>

- ・グループ内の意見をとりまとめ委員会に報告する。
- ・委員会や各活動班での決定事項は、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p.22)**を参考に、グループ内全員に伝達する。
- ・委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、グループごとに当番制で行う。
- ・グループごとに配布される食料や物資を受領し、グループ内に配布する。
- ・グループ内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、グループ長を中心にグループ内で協力して支援を行う。
- ・掃除や環境の整備は、グループ長を中心にグループ内で協力して行う。

3 避難所運営委員会の設置

(1) 構成員の選出

- 避難所利用者で編成したグループの代表者、自主防災会、自治区、民生委員などの地域の役員や、その他の避難所利用者の代表（高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、市職員、施設管理者が集まり、**避難所運営委員会規約（案）（様式集 p.12-13）**を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

<避難所運営委員会の構成員選出の際の注意>

- ・構成員のうち、女性の割合が少なくとも3割以上となるよう努める。
- ・原則、ボランティアは構成員としない。ただし、委員会に認められた場合のみ出席・発言ができる。
- ・避難所運営委員会に出席するグループ長の数が多い場合は、互選で決定する。

(2) 会長、副会長の選出

- 避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう努める。

(3) 運営規約、避難所のルール作成、掲示

- **避難所運営委員会規約（案）（様式集 p.12-13）**をもとに避難所運営に必要な事項を検討し、運営規則を作成する。また、**避難所のルール（様式集 p.8-10）**にも追記する。
- 運営規約は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に伝わるようにする。

(4) 運営班で行う業務の検討

- 避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**を参考に検討し、運営班を設置する。

班名	主な活動内容
総務班	総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応)、避難所内の配置計画、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、市災害対策本部への連絡
名簿係	名簿管理、利用者数の把握、安否確認などへの対応(安定期以降、業務が減ったら総務班に統合)
連絡・広報班	避難所内外の情報収集・伝達・発信、取材対応
食料・物資班	食料・物資の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応
保健・衛生班	衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)、健康管理
要配慮者支援班	高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策を行う
施設管理班	施設・設備の点検・故障対応、防火・防犯対策
ボランティア班	ボランティアなどの人的支援の受け入れ、管理
その他	その他、必要に応じて班を編成する

(5) 避難所運営委員会の業務

- 避難所運営委員会は、**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**を参考に、避難所の運営を行う。

4 各運営班の設置

(1) 班員の選出

- 運営班の班員は、各グループ長の協力のもと、本人の意思を確認した上で各グループから選出する。

<班員選出の際の注意>

- ・避難者名簿(様式集 p.3<裏面>)の特技・免許欄などを参考に、子どもから高齢者まで、年齢や性別、国籍に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が運営に参画できるようにする。
- ・ただし、本人の意思を尊重し、強制はしないこととする。
- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引き継ぎを行う。
- ・男性だから、女性だから、日本人だから、外国人だからという固定観念に縛られることなく、本人の希望を聞き、業務を割り振る。ただし、女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聞き取りやすいよう、総務班、要配慮者支援班、食料・物資班には女性を入れるよう努める。

(2) 班長の決定

- 班員の互選により、各運営班の班長を決める。

<班員選出の際の注意>

- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引き継ぎを行う。

(3) 各種業務の実施

- 避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】を参考に、業務を実施する。

5 役割の明示

- 委員会の役割や構成員、運営班の役割や班編成・班員などを避難所と利用する人に知らせるため、避難所運営委員会等名簿(様式集 p.14)に記入し、情報掲示板に掲示する。

6 支援ニーズの把握、支援要請

- 避難所で必要とされている人的支援や食料、物資（避難所以外の場所に滞在する被災者の分も含む）について、**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**を参考に、避難所運営委員会、食料・物資班、要配慮者支援班及び屋外支援班が中心となって把握し、ボランティア班と連携して市の町村災害対策本部（地区対策班）へ要請する。

7 支援者の受け入れ

- NPO やボランティア等の人的支援の受け入れについて、**避難所運営委員会及び各運営班の業務【別冊】**ボランティア班の業務を参考に実施する。

安定期（1週間目～3週間程度）の対応

安定期は、避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きに戻る一方、被災者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期でもあり、柔軟に対応する必要があります。一方で、自宅や公営住宅、仮設住宅などへの移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制を再構築するとともに、避難所を撤収するための準備を進める時期でもあります。

なお、避難生活の長期化に伴い、被災者の心や身体の抵抗力が低下する時期でもあるため、注意が必要です。

■ 業務体制

避難所利用者の自主運営の原則に基づき、避難所運営委員会と各運営班が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

ただし、避難生活が長期化する場合は、避難所を利用する人の減少に伴い運営体制を再構築する必要があります。

■ 安定期の業務の流れ

本ページ以降を参考に業務を行ってください。

1 避難所運営のための業務の継続（安定期）

- 避難生活の長期化に伴う避難所利用者と運営側の健康状態などに注意しながら、**避難所運営委員会、各運営班の業務【別冊】**を参考に運営する。

<安定期に注意するポイント>

主な内容		担当する班と該当項目	
避難所生活長期化に伴う避難所利用者のニーズの変化への対応	被災者支援、生活再建情報の提供	連絡・広報班	7
	各種相談窓口の設置調整		8
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料・物資班	9
	避難所内の秩序維持の強化	施設管理班	5～8
避難所利用者と運営側の身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施	総務班	7
	衛生管理の強化	保健・衛生班	4
	こころのケア対策の強化		7
	健康管理		6、7
	福祉避難所、医療機関などへの移送	要配慮者支援班	9
	生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理班	3
	避難所以外の場所に滞在する人の健康管理		保健・衛生班
要配慮者支援班			3
避難所利用者の減少などに伴う運営体制の見直し	運営体制の見直し	避難所運営委員会	2
	ルールの見直し	総務班	6
	配置変更にかかる見回り場所の見直し	施設管理班	6

- 避難所災害発生から7日以内で閉鎖する見込みがたたない場合は、すみやかに市の災害対策本部（地区対策班）に連絡する。

2 集約・統合・閉鎖の準備

- 市の災害対策本部（地区対策班）から、避難所の集約・統合・閉鎖に関する情報や指示があった場合は、撤収期(本編 p.27～)の業務を参考に準備を行う。

撤収期（ライフライン回復時）の対応

撤収期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が復活することにより、地域の本来の生活を再開することができる期間です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

■ 業務体制

避難所運営委員会は、避難所利用者の生活再建を重視し、避難所の統合・閉鎖にともなう避難所利用者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

■ 撤収期の業務

本ページ以降を参考に業務を行ってください。

1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備

- ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応について、市の災害対策本部（地区対策班）と協議する。
- 避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについても、市の災害対策本部（地区対策班）と協議する。

2 統合・閉鎖に関する説明会の開催協力

- 避難所の統合・閉鎖にあたり、市が開催する説明会の開催に協力するなどして、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p.22)**を参考に、避難所利用者全員に伝え、了解を得る。
- 説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や各グループ長などを通じて、**避難所利用者の事情に配慮した広報の例(資料集 p.22)**を参考に、避難所利用者全員に伝える。

3 避難所の閉鎖準備

(1) 引継ぎ

- 避難所の統合・閉鎖にあたり、避難所利用者の情報などを円滑に引き継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約する。
- 集約した情報や書類などは、市の災害対策本部（地区対策班）に提出する。

(2) 片付け

- 避難所運営委員会、各運営班、避難所利用者、市職員、施設管理者は協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行う。
- 片付けのための人手が足りない場合は、市の災害対策本部（地区対策班）に対し、職員やボランティアの派遣を要請する。

4 避難所の閉鎖

- 避難所運営委員会は、避難所閉鎖の日に解散する。